今後目指すべき地方財政の姿と 令和3年度の地方財政への対応等についての意見

令和2年12月10日

地 方 財 政 審 議 会

今後目指すべき地方財政の姿と 令和3年度の地方財政への対応等についての意見

は	じめ	に		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
第	;—	目	指	す	ベ	き	地	域	の	姿	ح	地	方	財	政	の	姿		•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	1.	目	指	す	ベ	き	地	域	の	姿	•	-	•	-	•	•	-	•	-	•	•	•	-	-	•	•	•	3
	2 .	目	指	す	ベ	き	地	方	財	政	の	姿		•	•	•	•	•	-	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	(1)	持	続	可	能	な	地	方	税	財	政	基	盤	の	構	築	,	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	(2)	地	方	財	政	の	健	全	化		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
第	=	感	染	症	^	の	対	応	ع	地	方	財	源	の	減	少	^	の	対	応								6
	1.	新	型	⊐	口	ナ	ゥ	1	ル	ス	感	染	症	^	の	対	応			•	-	•	-				•	6
	(1)	地	方	自	治	体	が	そ	の	役	割	を	果	た	す	た	め	の	財	政	支	援					6
	(2)	保	健	所	の	体	制	強	化		•		•	•						•	•						6
	2.	地	方	財	源	の	減	少	^	の	対	応		•	•													7
	(1)	令	和	2	年	度	の	地	方	税	等	の	減	収	^	の	対	応									7
	(2)	そ	の	他	の	資	金	繰	IJ	^	の	対	応								•						7
	(3)	地	方	債	資	金	の	確	保		-		-								•	-					8
	(4)	令	和	2	年	度	の	交	付	税	総	額	の	減	少	^	の	対	応		•	•	•	•	•	•	8
笋	Ξ	슦	和	3	年	度	മ	地	方	財	政	^	മ	対	広													9
1		=	_		-																							9
•	(1	_			• • •						-	_																9
	•	•			•		• -				-		舩	財	濵	総	硩	ത	確	伿								9
	_		方										/3 <u>~</u>		-		. HY											9
	_	_	方			-		-																				10
	_		与						-																			10
	_	-	般	-		_	_		畄	狆)	笙																11
	(2					-		•	•		′ .	_																12
	• _	•	方		• • •					太	的																	12
	_		方方	• -										_														12
	_		画	• -									 									•						13

(3)	地方	交	付	税		•	•	•	•			•	•			•		•	•	•	•	•			13
①地:	方玄	を付	稅	の	役	割														•					13
②地	方爻	を付	税	の	総	額	の	確	保											•	•				14
③地:					-																				15
_	域 <i>0</i> .																								15
_	デシ			•		-			. —	備															15
	· 地垣			_								മ	推	准											16
• •	方倉		_		_	•					_	•		~=											17
(1)		-					_ _	سل	劊	生	മ	堆	淮												17
	。 地力										U	,)E	·												18
• •	だ。 災 •	_					-																		18
	火 会俱							·		_								_							19
•—	五日本				•	-		~	- 683	-	_	_	_	_	_		•	_	_	_		_		_	20
• •	_	-								Z	- H ∪	- 公日	- ⁄≠-	-	-			_	_	-	_	_	-		21
	方則										収	衵	寸		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
(1)		•	_							16		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		21
①地:	- •		•		-	_		-	_		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		21
②公			•				-			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		22
③公					•			-		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		22
İ.	•	圣営							•		•	-			- —		•	•	•	•	•	•	•		22
ii i		営																		ග	推	進			23
)力		_								け	る	広	域	化	等	の				•	•			24
iv) 1	文	病	院	改	革	の	取	組		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	24
V)第	三	セ	ク	タ	_	等	の	経	営	健	全	化	の	推	進		•	•	•	•	•	•	•	24
4地	方自	l治·	体(の糸	圣営	Š •	則	務	ゔ	ネ	ジ	メ	ン	1	の引	鱼们	دا:	一向	け	た	支	援	•	•	25
(2)	多核	表な	広	域	連	携	の	推	進		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	25
(3)	公暑	引	特	法	の	失	効	に	伴	う	対	応		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	26
おわりに	-	•	-	•	•	•	•	•	•	•	-	•	-	-	-	•	•	•	•	•	•	•	•	•	27

今後目指すべき地方財政の姿と 令和3年度の地方財政への対応等についての意見

令和2年12月10日 地方財政審議会

当審議会は、今後目指すべき地方財政の姿と令和3年度の地方財政への対応等について検討した結果、次のとおり結論を得たので、総務省設置 法第9条第3項の規定により意見を申し述べる。

はじめに

新型コロナウイルス感染症の拡大は、医療、経済にとどまらず、人々の生活様式や価値観まで広く社会全体に多大な影響を与えている。度重なる感染症拡大の波に対して、地方自治体は、その最前線に立ち、感染症対応や蔓延防止のために懸命に取り組んでいる。引き続き、国と地方が密接に連携し、医療提供体制の確保や地域経済の下支えなどを着実に進めていかなければならない。

また、新型コロナウイルス感染症は、人口密度の高い大都市に集住して生活するリスク、行政分野でのデジタル化・オンライン化の遅れなど、我が国が抱える様々な課題を明らかにした。新型コロナウイルス感染症の流行を克服し、その先の未来に向けて、こうした課題を一つ一つ克服していく必要がある。

一方で、人口減少や少子高齢化といった、我が国が抱える構造的な課題 への対応も急務であり、持続可能で活力ある地域社会の実現に向けての 取組を確実に進めていくことが、依然として重要である。

また、近年、災害が激甚化・頻発化しており、令和2年度も7月豪雨により甚大な被害が生じている。毎年のように発生する大規模な災害から 住民の命を守るための取組も着実に推進していく必要がある。

こうした地域における課題の態様は、地域ごとに異なっており、各地域が、新型コロナウイルス感染症に確実に対応しつつ、これらの課題を克服

するには、地域の実情に応じたきめ細かな対応が不可欠である。そのためには、住民に身近な行政サービスの担い手である地方自治体の果たす役割は極めて重要である。

これまでも、地方自治体は、財政の健全性と自主性の確保を図りつつ、 リーマンショックや東日本大震災といったその時々の危機に対応し、住 民に最も身近な存在としてその安全と安心を確保してきたが、人口減少・ 少子高齢化が加速化する中で、新型コロナウイルス感染症に着実に対応 するためには、確固とした地方財政の基盤が不可欠である。

そのためには、必要な歳出総額及び一般財源総額を安定的に確保することはもとより、喫緊の政策課題に対応するための財源もしっかりと確保されなければならない。

これらを踏まえ、当審議会では、今後目指すべき地方財政の姿と令和3年度の地方財政への対応等についての意見を提出することとした。

なお、今後の地方税制の改革にあたっての基本的な考え方と令和3年度地方税制改正等への対応については、令和2年 11 月 17 日の当審議会意見「令和3年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見」のとおりである。

第一 目指すべき地域の姿と地方財政の姿

1. 目指すべき地域の姿

どのような地域であっても、どの時代に生まれても、住民に安心と安全、 そして、満足度を高めて幸せをもたらす。また、社会の変化にも対応した 活力溢れる持続可能な地域社会。それが目指すべき地域の姿である。

我が国では、住民への身近な行政サービス提供の主な担い手は地方自治体である。国と地方を通じた歳出のうち、社会保障、教育、社会資本整備等、住民に身近な行政サービスに関連する経費の多くは、地方自治体を通じて支出されている。地方自治体には、こうした役割を引き続き適切に担っていくことが期待されている(資料 1)。

一方で、今後、少子高齢化や人口減少の深刻化により、人口構造に大きな変化が見込まれる中、東京圏に対する地方からの人口流入や経済活動の一極集中に伴い一部の地方では疲弊が深刻となっており、医療・介護や移動手段の確保など、生活を支えるサービスの提供に課題が出てきている。そのような中、足下では新型コロナウイルス感染症の影響が拡大・長期化しており、感染症拡大への対応や、多発・大規模化する自然災害に備えるための防災・減災対策など、住民の生命と安全を守る地方自治体の役割は益々高まっている。

そのため、地方自治体においては、感染症拡大への対応と地域経済の活性化の両立を図りつつ、自治体 DX(デジタルトランスフォーメーション) の推進等により質の高い経済社会を実現し、地方の活力維持に取り組むとともに、防災インフラの整備や人材の確保をはじめとする防災・減災対策等に積極的に取り組むことが求められている。

地方自治体が、こうした社会情勢の大きな変化に柔軟かつ的確に対応 し、人々の生活に必要なサービスを安定的、持続的に提供していくことが、 住民が幸せに暮らすことが出来る持続可能な地域社会の実現につながる。

2. 目指すべき地方財政の姿

(1) 持続可能な地方税財政基盤の構築

目指すべき地域の姿を実現するためには、地方自治体が、住民生活に身近なサービスを持続的、安定的に提供していくことが必要である。その上で、それぞれの地域の実情に応じて、創意工夫を凝らしながら地域の活性化に取り組み、持続可能な地域社会を構築していくための取組を進めていくことが求められる。

そのためには、持続可能な、確固たる税財政基盤の構築が不可欠であり、 地方税や地方交付税等の一般財源の総額を適切に確保していく必要があ る。

その際、地方税の充実確保と税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を目指すべきである。

また、その上でなお生じる税源の偏在に関しては、全国どのような地域であっても、一定水準の行政サービスを確保するために必要な財源を保障する地方交付税の機能が、引き続き適切に発揮されることが必要である。このため、地方交付税の総額を適切に確保すべきである。

(2) 地方財政の健全化

持続可能な地方税財政基盤の構築が重要である一方、近年の地方財政の状況をみると、これまで厳しい歳出抑制を行ってきてもなお、平成8年度以降、継続して巨額の財源不足が生じている(資料2)。また、近年における地方の債務残高は約200兆円規模で推移しており、その中でも、臨時財政対策債の残高は、令和2年度末には、約53兆円となる見込みである(資料3)。

加えて、来年度は新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等の 大幅な減収が見込まれており、その中でも地方自治体が感染症拡大への 対応と地域経済の活性化の両立などに対応しなければならないことを踏 まえれば、臨時財政対策債の発行額の大幅な増加が避けられない見込み となっている。

地方財政の本来あるべき姿は、臨時財政対策債のような特例的な地方 債に依存せず、かつ、巨額の債務残高によって圧迫されない状態である。 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い一時的に臨時財政対策債の発行 額が増加することはやむを得ないとしても、その増加額をできるだけ抑 制するよう地方交付税総額を確保すべきである。その上で、中長期的には、 計画的に特例的な地方債への依存の改善と、債務残高の引下げに取り組 んでいく必要がある。

第二 感染症への対応と地方財源の減少への対応

1. 新型コロナウイルス感染症への対応

(1) 地方自治体がその役割を果たすための財政支援

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、地方自治体は、検査体制・医療提供体制の確保や感染防止対策などにおいて重要な役割を果たしている。政府は本年度、2度にわたる補正予算の編成を通じて、地方自治体に対し、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金や、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめとした財政支援を講じている。地方自治体においては、こうした財源を活用し、新型コロナウイルス感染症への対応に万全を期す必要がある。また、引き続き地方自治体がその役割を適切に果たせるよう、国として必要な財政支援をしっかりと行っていく必要がある。

(2) 保健所の体制強化

今般の新型コロナウイルス感染症への対応において、保健所は、保健 師等の専門職を中心に、住民からの相談対応や積極的疫学調査等の重要 な役割を果たしている一方、大きな業務負荷が発生している。

こうした状況を踏まえ、各地方自治体における全庁的な応援体制の整備や、地方自治体間での専門職の応援派遣等の取組が進められているが、保健所がその役割を十分に発揮するためには、感染症の拡大時に円滑に業務移行ができるよう平時から準備を整えておくことが求められる。今般の新型コロナウイルス感染症への対応状況を踏まえ、保健所が今後果たすべき感染症対策の機能に応じて恒常的な人員体制を強化するため、適切に財政措置を講じるべきである。

2. 地方財源の減少への対応

(1) 令和2年度の地方税等の減収への対応

地方税収は各年度によって上振れ・下振れがあるが、中長期的には増減収均衡であることや、普通交付税の算定に収入実績を反映することは自治体の課税努力を阻害しかねないこと等から、地方財政計画と地方税収の乖離の精算には慎重に対応することが基本である。そのため、現行では、景気の動向が反映されやすく基準財政収入額と収入実績の乖離が起こりやすい法人関係税等に限り、翌年度以降の3年度間に地方交付税の精算を行うことや、当該年度に減収補塡債を発行することができる制度となっている。

一方で、本年度においては、新型コロナウイルス感染症対応のための 緊急事態宣言や自粛要請等を受けた国民の活動・消費の抑制に伴い、地 方税や地方譲与税について、地方財政計画に対して、過去最大の減少 率・減少額となる場合や、標準税収入額に対して相当程度の減収となる 場合など、景気変動による通常の増減収を超えた大幅な減収が生じる見 込みである。

各地方自治体が今後も積極的に感染症対策に取り組むためにも、地方 財政の運営に支障が生じないよう、新型コロナウイルス感染症の影響に より、景気変動に伴う通常の増減収を超えた大幅な減収が生じている税 目を減収補塡債の対象に追加すべきである。

(2) その他の資金繰りへの対応

地方自治体が新型コロナウイルス感染症対策に取り組む中、地方自治体の資金繰りに万全を期す観点から、前述の財源補塡に併せ、減収補塡債の対象外となる税目の減収や使用料・手数料の減収相当額についても、資金手当債の発行を可能とすべきである。

また、本年度、新型コロナウイルス感染症の影響により、交通、病院など住民生活に不可欠な公営企業の料金収入が減少した場合、そうした

減収による資金不足については、「特別減収対策企業債」を発行できる こととしたが、令和3年度においても、引き続き、公営企業の資金繰り に配慮する必要がある。

(3) 地方債資金の確保

新型コロナウイルス感染症の影響等に対応するための様々な地方債の 増発が見込まれることを踏まえ、所要の公的資金を確保し、地方自治体の 資金調達を支援する必要がある。特に、減収補塡債については、従来は民 間資金で対応してきたところであるが、本年度については、大幅な発行増 が見込まれることから、財政融資資金など公的資金による引受けを増額 すべきである。また、発行額の増加が見込まれる臨時財政対策債について は、地方の財源保障の観点から、国が責任を持って財政融資資金等を適切 に確保すべきである。

同時に、民間資金等による資金調達の増額も今後見込まれることから、共同発行市場公募債の拡充や、できる限り年間を通した市場公募地方債の平準発行、地方債に係る日本銀行適格担保の活用の促進など地方債資金の調達環境の整備等について適切に対応すべきである。

(4) 令和2年度の交付税総額の減少への対応

本年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、国税収入が予算よりも大幅に減収となり、地方交付税の法定率分も大幅に減少することが見込まれる。本年度の地方交付税は既にその大部分が地方自治体に交付されており、地方自治体の財政運営に支障が生じないよう、その減少分の全額を国の一般会計からの加算により補塡すべきである。

その上で、一般会計加算分については、当初の財源不足の補塡ルール (折半ルール)を踏まえ、地方負担分について、地方財政への影響を考 慮し、後年度に複数年度かけて、地方交付税総額から減額精算すること が適当である。

第三 令和3年度の地方財政への対応

1. 地方一般財源総額の確保等

(1) 一般財源総額の確保

① 地方の役割を踏まえた一般財源総額の確保

地方自治体が行政サービスを安定的に提供していくためには、少子高齢化・人口減少への対応など増大する行政需要に対して、必要な歳出を適切に地方財政計画に計上することが必要である。

特に、地方自治体が、新型コロナウイルス感染症への対応と地域経済の活性化の両立を図りつつ、地域のデジタル化や、防災・減災対策、国土強 靱化等を推進するための事業費とその財源は、確実に確保すべきである。

このため、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額について、令和2年度地方財政計画の水準を下回らないよう 実質的に同水準を確保すべきであり、その際、前述の行政需要を適切に地 方財政計画の歳出に計上し、必要な一般財源総額を確保することが不可 欠である。

② 地方の歳出構造

地方財政計画における近年の歳出の推移を見ると、国の制度に基づく 社会保障関係経費の増加を、給与関係経費や投資的経費(単独)の削減で 吸収してきており、歳出総額は、ほぼ横ばいで推移してきた(資料4)。

しかしながら、給与関係経費、投資的経費ともに、ピーク時から大幅に減少しており、喫緊の課題への取組も求められる中、これまでと同様の対応を続けることは困難な状況となってきている。

③ 地方自治体の基金

地方自治体の基金は、年度間の財源調整や、特定の事業の複数年度にわたる安定的な運営等のために設けられるものである。地方自治体は、例外的に認められている範囲内でしか赤字地方債を発行することができないため、歳入・歳出の変動は、基金で対応することが地方財政制度上の前提であり、一定水準の基金の確保は、財政運営上当然に必要なものである。

各地方自治体においては、長期的視野を持って財政運営を行う中で、それぞれの地域の実情も踏まえ、今後の人口減少等による税収減、公共施設等の老朽化対策等の推進や災害対応など様々な将来への備えとして、行政改革や経費削減等の歳出抑制努力を行いながら、基金の積立てを行っている。実際に、新型コロナウイルス感染症対策に当たって、地域の実情に応じ、これまで積み立てた基金を取り崩しながら対応しており、その趣旨に沿った活用がなされているものと考えられる。

基金の積立てに当たっては、基金設置に係る条例の制定や、毎年度の議会における予算・決算の審議を経ることにより、各地方自治体において説明責任が果たされた上で、それぞれの判断で行われるものである。基金残高の増減の状況は地方自治体によって様々であり、各地方自治体の自主的な判断に基づく健全な財政運営の結果として、尊重されるべきである。

4給与関係経費

地方公務員の数は、ピーク時の平成6年度の 328 万人と比較して、大幅に減少している。

地方自治体は、住民に身近な存在として、地域の実情に基づく社会保障などの対人サービスを担っており、これらのサービスを適切に提供するためには、一定のマンパワーの確保が重要である。このため、少子高齢化への対応や児童虐待の防止など社会的に支援が必要な人々へのきめ細かな対応、今般の新型コロナウイルス感染症への対応状況を踏まえた保健所等の体制強化や防災・減災、国土強靭化の推進、地方創生に取り組むための人材を確保する必要がある。

こうした地方公務員の実態や人材確保の必要性を踏まえ、給与関係経 費に適切に反映していく必要がある。

⑤一般行政経費(単独)等

(一般行政経費)

一般行政経費(単独)は、警察・消防や小中学校の運営等、国が法令で 実施を義務づけている事務事業に要する経費のほか、住民の安心・安全の 確保等に資するきめ細かな単独事業の実施に要する経費として計上され ている。少子高齢化や人口減少により地域社会に生じる様々な課題に的 確に対応するため、単独事業の重要性はますます高まっている。

一般行政経費(単独)は、それぞれの地方自治体が、地域の実情や住民のニーズを踏まえて効率的・効果的な事業を選択する等、各地方自治体の自主性・主体性に基づき実施されるものである。このため、国が個々の経費を特定して積み上げる方式ではなく、決算等の実態を踏まえつつ、枠として計上されているものである。現行の計上方法は今後も継続すべきである。

(枠計上経費)

一般行政経費(単独)等の枠計上経費について、事業の実績・成果を把握し、計上水準の必要性・適正性について検証すべきとの議論があるが、既に述べたとおり、一般行政経費(単独)等は、各地方自治体が、それぞれの地域の実情を踏まえ、自主的・主体的に課題解決に取り組むためのものである。そのため、国が一義的にその実績や効果を判断するようなことは、地方自治体の自主性・主体性を損なうものであり、地方分権や地方創生の趣旨にも反する。

また、地方交付税が使途に制限のない一般財源であること等に鑑みれば、特定の経費についてではなく、枠計上経費である一般行政経費全体について、国として保障すべき水準の検討がなされるべきである。

(2)地方財政計画

①地方財政計画の基本的役割等

我が国では、全国どこの地域に住む住民にも、医療・福祉、介護、教育、 警察・消防、ごみ処理など、多岐にわたる行政サービスを、地方自治体を 通じて提供しており、多くの行政分野において、国と地方の役割分担等を 法令等により定め、地方自治体に支出を義務付けている。

法令により義務付けられた事務事業や、国の予算に計上された施策が 着実に行われるとともに、地域住民の福祉を増進するための一定水準の 行政活動が実施されるよう、地方単独事業も含め、行政サービスの担い手 である地方自治体に対して財源を保障することは、国の責務である。

そのための具体的な仕組みが地方財政計画である。翌年度の標準的な水準における地方財政の歳入・歳出の見込額を計上し、その収支の状況を明らかにした上で、国としての財源対策を決定し、地方自治体の財源保障を行っている(資料5)。

このため、地方財政計画においては、標準的な水準における地方自治体の歳入・歳出の総額を適切に見込むことが必要である。

②地方財政計画と決算の関係

地方財政計画に現実の財政運営の実態である決算の状況を反映させることは重要であるが、一方で、地方財政計画は、国が地方自治体の標準的な行政を保障するために作成する歳入・歳出総額の見込額であり、国の毎年度の予算に計上された施策と地方財政との調整を図った上で作成されるものであることから、決算額をそのまま基礎として計画を作成することは適当ではない。計画と決算は、ある程度の幅をもって考えられるべき関係にある。

③計画と決算の比較

地方財政計画と決算との比較については、これまでも総務省において、 両者が比較可能となるよう所要の調整を行った上で公表が行われている。 それによれば、近年は、決算額が計画額を1~2兆円程度上回っている。

また、国は、これまでも一般行政経費(単独)に相当する地方単独事業(ソフト分)に係る決算情報の「見える化」の取組を進めている。今後とも、更なる決算情報の詳細な把握・分析と「見える化」の取組を推進していくことが重要である。

また、計画と決算との関係上、決算に基づき後年度に精算を行う制度とはされていない。そもそも地方財政は、国のように単一の財政主体ではなく、規模、内容ともに異なる 1,788 の自主的な財政の集合体である。地方自治体ごとに、その置かれている経済的、社会的諸条件は様々異なっており、財源の年度間の調整については、各地方自治体がそれぞれの財政の実態に応じて自主的に行うべきものである。

さらに、地方税収が計画額よりも決算で上振れした場合に、後年度の地 方財政計画において精算を求める議論があるが、地方税収等の決算額と 計画額の乖離は、各年度において過大・過少様々であるものの、中長期的 には過大・過少は概ね相殺されている(資料6)。

地方税収が計画を上回った場合であっても、個々の地方自治体における税収の状況は様々である。このため、年度間調整については、個々の地方自治体がそれぞれの財政の実態に応じて、自主的に行うことが適当である。

(3)地方交付税

①地方交付税の役割

我が国の地方交付税制度は、全国どのような地域に住んでいても標準的な行政サービスを受けられるようにするために、サービスの担い手である地方自治体に対して必要な財源を保障する財源保障機能と同時に、

自治体間の財政力格差を調整する財源調整機能を有している(資料7)。 このように地方交付税制度は、地域間で税源が偏在している中、住民の 生活を支える行政サービスを地方自治体が提供する上で、極めて重要な 役割を果たしており、我が国の行政の基盤となる制度である。

②地方交付税の総額の確保

近年、地方財政には巨額の財源不足が生じ、平成8年度以降、地方交付税法第6条の3第2項の規定(毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が、引き続き各地方自治体の財源不足額の合算額と比べ著しく不足する場合)に該当する状況が続いている。地方が標準的な行政サービスを行うための財源を保障するため、地方財政若しくは地方行政に係る制度の改正又は法定率の変更により、その全額について国が対処することが望ましいが、国の財政状況を踏まえ、いわば次善の策として、国と地方の折半により対処してきている(資料8)。

地方の財源不足に対しては、令和4年度までは、折半ルールの適用により、国の特例加算及び地方の臨時財政対策債の発行により対処することとされているが、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による国税収入の減収に伴い、地方交付税の法定率分も大幅に減収となることが見込まれるため、国と地方が折半する財源不足が多額となり、国の特例加算分が大幅に増加する可能性がある。国の財政も、新型コロナウイルス感染症対応のために多額の赤字国債の発行を余儀なくされるなど厳しい状況ではあるが、地方における必要な行政サービスの財源を保障するため、適切な加算措置が確実に実施される必要がある。

また、地方の負担分は臨時財政対策債の発行で対処することになり、その発行額も大幅に増加する可能性があるが、臨時財政対策債はあくまで特例的なものであることや、その発行残高が多額となっていることを踏まえれば、その発行額をできるだけ抑制するためにも、地方交付税の総額を適切に確保すべきである。

また、地方交付税の原資である国税4税の法定率分は、本来地方の税収とすべきものを国が代わって徴収するもので、「間接課徴形態の地方税」

と考えるべきものである。地方の固有財源としての性格をより明確にするため、国税4税の法定率分を、地方法人税と同様に、国の一般会計を通さず、交付税特別会計に直接繰り入れることとすべきである。

③地方交付税の適切な算定

令和3年度の普通交付税の算定に当たり令和2年国勢調査人口への切替えを行うことに伴い、人口が大幅に減少している団体等にあっては、交付税の算定額に影響が生じる可能性がある。

地方交付税は、人口が減少している団体を含め、地方自治体が標準的な水準の行政を行うために必要な財源を保障するものである。引き続き、人口急減補正により激変緩和措置を講じることなどにより、地方交付税の財源保障機能を適切に働かせ、各地方自治体における財政運営に支障が生じないよう、適切に地方交付税の算定を行うべきである。

2. 地域のデジタル化の推進

新型コロナウイルス感染症対応策の実施を通じて、地域・組織間で横断的にデータを十分に活用できないなど、行政分野でのデジタル化・オンライン化の遅れが明らかになった。こうした課題を克服し、「新たな日常」の構築を通じた質の高い経済社会を実現するためには、地方自治体において、行政サービスの更なる向上・効率化のため、デジタル化を進めていくことが極めて重要である。

(1) デジタル化の基盤の整備

地方行政のデジタル化を実現するための基盤となるのがクラウド活用 を原則とした地方自治体の情報システムの標準化・共通化である。地方 自治体の情報システムの標準化・共通化の取組は、人的・財政的な負担 を解消した形で情報システムの利用ができる環境を整えるとともに、住 民の申請手続の利便性の向上につながる新たなサービスを、全国に迅速 に普及させることを可能とするものであり、これらの取組を実効的に推 進できるよう、移行経費などの財源面を含め、国において主導的な支援 を行うことが重要である。

この標準化・共通化に伴う業務プロセス見直しや手続オンライン化などに各地方自治体が計画的に取り組めるよう、年内に「自治体 DX (デジタルトランスフォーメーション) 推進計画 (仮称)」が策定されることとされているが、その策定に当たっては、実際に取組を行う地方自治体の意見を十分に踏まえるべきである。

また、行政手続きのオンライン化を推進する観点からも、対面に加え、 非対面でもオンラインで確実に本人確認を行うことができるマイナンバ ーカードは、安心・安全なデジタル社会を構築するための基盤となるもの であり重要である。令和3年3月からの健康保険証利用をはじめ、今後、 マイナンバーカードを活用した各種カードのデジタル化や資格確認等の 利活用シーンの拡大が予定されており、その普及を積極的に進める必要 がある。

(2)地域におけるデジタル社会の推進

光ファイバーの全国的な展開や5Gサービスの開始、ローカル5Gの 導入等情報通信基盤の整備の進展を踏まえ、今後これらの基盤を有効に 活用し、すべての地域がデジタル化によるメリットを享受できる地域社 会全体のデジタル化を進める必要がある。そのため、地方自治体による 地域デジタル社会形成に向けた取組を推進すべきである。

また、地方自治体においてデジタル化を大きく進めていくためには、 専門人材の確保が重要な課題となっている。専門人材が不足する地方自 治体においても、外部人材を活用することにより、デジタル化を加速す ることができるような取組を進めるべきである。

3. 地方創生の推進

(1) まち・ひと・しごと創生の推進

少子化に歯止めをかけ、地域の人口減少がもたらす諸課題を克服し、 将来にわたる成長力の確保を目指す地方創生は、我が国の重要課題の一 つである。

令和元年度に第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定され、「活力ある地域社会」の実現と、「東京圏への一極集中」の是正を目指した取組が進められているが、今般の新型コロナウイルス感染症が都市部を中心に拡大したことで、地方への移住や就業に対する国民の関心は高まっているところであり、地域の魅力を高め、地方への人の流れを創出する取組を一層推進していくべきである。

人口減少等により生じる課題やその対処方針、目指すべき姿は地域ごとに様々であり、住民や議会と地域の将来を共有し、課題や対策について議論を深め、目指すべき地域の実現に取り組む姿は、まさに自治そのものである。今後、更に人口減少が進む中にあって、地方自治体が、創意工夫を凝らしながら、地域の実情に応じた取組を推進していく必要性はますます高まっていくものと考えられる。

地方自治体が自主性・主体性を発揮しつつ地方創生に取り組めるようにするため、平成27年度の地方財政計画から、「まち・ひと・しごと創生事業費」が毎年度1兆円計上されており、各地方自治体においては、地方版総合戦略に基づいて様々な施策を展開している。

少子高齢化・人口減少といった構造的な課題を解決していくためには 長期間を要するものであり、令和3年度以降も、地方自治体が自主性・ 主体性を最大限発揮して取組を進められるよう、まち・ひと・しごと創 生のための財源を引き続き適切に確保し、息長く支援すべきである。

(2) 地方への人の流れの創出

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、都市部では密な都市生活を 回避する新たな価値観が芽生えている。この機を捉まえ、地方回帰を実 現すべく、意欲的な取組を進めようとする地方自治体を支援すべきであ る。

具体的には、令和6年度に8,000人に隊員を増やす目標に向けて「地域おこし協力隊」を強化するとともに、地域活性化に向け、専門的知識やノウハウを有する外部人材を活用する仕組を充実させることが必要である。

同様の観点から、大学卒業後の若者の地方定着を目指し、都市部の大学から地方企業への就職を促進するため、平成27年度に奨学金を活用した大学生の地方定着の取組に対する支援措置が創設され、令和2年度からは、同支援措置の拡充等が行われたところである。この支援措置については、活用する地方自治体も増加傾向にある一方、依然として多くの若者が進学や就職の機会を捉えて東京圏に集まってきていると考えられる状況であるため、更なる活用が図られるよう、令和2年度に拡充した内容も含め、積極的にその周知を図るべきである。

また、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)は、令和3年3月末で失効するが、過疎地域が期待される役割を発揮するとともに、過疎地域が抱える課題を解決するためには、法期限後も引き続き過疎対策を講じていく必要がある。

4. 防災・減災対策の推進

近年、東日本大震災や熊本地震をはじめ、大規模な災害が相次いで発生している。本年度も令和2年7月豪雨など大規模な災害が発生しており、被災した地方自治体においては、復旧・復興に向けた懸命な取組が進められている。

このような状況の中で、住民の安心・安全を守る地方自治体の役割はますます高まっており、今後、様々な自然災害に備えるための防災・減災対

策に、これまで以上に積極的に取り組んでいくことが求められている。

国においては、来年度から令和7年度までの5年間において、時々の自然災害等の状況に即した機動的・弾力的な対応を行うこととし、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策(仮称)」を取りまとめることとされた。本対策に基づき行われる事業に係る地方負担については、引き続き、適切な財政措置を講じるべきである。

また、各地方自治体においては、従来、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」と連携しつつ、地方単独事業として、「緊急自然災害防止対策事業債」や「緊急防災・減災事業債」等を活用し、住民の生命、財産を守るために必要な防災基盤の整備を進めてきた。これらの地方財政措置等を活用し、公共施設の耐震化、指定避難所へのエアコン設置や、道路防災や河川防災などのインフラ整備が図られ、本年度の7月豪雨等においても災害の予防・拡大防止に大きな効果を発揮している。

このため、地方自治体が引き続き必要な防災・減災、国土強靱化対策に取り組めるよう、緊急自然災害防止対策事業債及び緊急防災・減災事業債について対象事業を拡充した上で、事業期間を延長すべきである。

その際、近年の豪雨災害等における浸水被害等を教訓として、対象事業の拡充を検討すべきである。

5. 社会保障制度改革

医療、介護、子育て等の社会保障施策の多くは、住民に身近な地方自治体により実施されており、地方自治体の果たす役割は極めて大きい。今後も、国と地方が互いに協力しながら、それぞれの役割を果たしていくことが重要である。

2025 年を目指した地域医療構想の実現に向けては、医師偏在対策、医療従事者の働き方改革も含め三位一体で推進することが重要である。今後も、「地域医療確保に関する国と地方の協議の場」を開催し、地域の実情を十分に把握するとともに、国と地方が感染症への対応の視点も含めた持続可能な地域医療体制の確保に向けた取組を進める必要がある。また、先進・優良事例について、国と地方が一体となって、幅広く横展開を

行うことにより、持続可能な社会保障制度の構築に向けて取組を進める ことが望まれる。

国民健康保険については、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となる新制度が施行されたことに伴い、財政支援の拡充が行われたことを踏まえれば、各地方自治体は、これを機に、決算補塡を目的とする法定外の一般会計からの繰入金等の計画的な解消に向けて取組を推進することが適当である。

また、保険者機能を強化するため、医療担当部局、介護担当部局と財政担当部局が緊密に連携し、全庁的な体制で取り組むことが望まれる。

なお、国民健康保険制度における普通調整交付金については、制度の基盤となる仕組みであり、仮に見直しの議論をする場合は、所得調整機能を維持する観点から、慎重に検討すべきであり、地方の意見を十分に踏まえることが必要である。

6. 東日本大震災からの復興

東日本大震災から10年が経とうとしており、復旧・復興事業の進展が 見られるが、特に被害の大きかった被災団体においては、未だ復旧・復興 に多額な事業費が生じている。令和2年度までの「復興・創生期間」後の 取組として、政府としては、令和3年度から令和7年度までを「第2期復 興・創生期間」と位置づけ、被災地の復旧・復興のための施策・事業を円 滑に実施し、加速化を図ることとしている。

住民とともに復旧・復興に取り組む被災自治体の財政運営に支障が生じないよう、復興推進会議の決定に基づき、所要の事業費及び財源について、通常収支とは別枠で確実に確保し、復旧・復興事業が着実に実施される必要がある。

7. 地方財政の健全化に資する取組等

(1) 財政マネジメントの強化

地方財政の透明性、予見可能性を高め、財政のマネジメントを強化することは、地方財政の健全化につながる。地域において真に必要な行政サービスの効率的・効果的な提供手法を住民が選択できるよう、国が環境を整備しつつ、各地方自治体が、中長期的な視点に立って、歳出の効率化等に取り組んでいくことが求められる。

①地方財政の「見える化」

地方自治体が住民や議会等に対する説明責任をより適切に果たし、住 民サービスの向上や地方自治体のガバナンスの向上を図る観点から、決 算情報等の「見える化」を図る必要がある。

地方自治体においては、財政状況資料集の活用等により、財政状況等の公表を進めているが、引き続き、地方公会計の整備に伴い把握した財務書類等のデータも活用しながら、住民等への情報開示を進める必要がある。また、国においても、地方自治体の理解を得ながら、引き続き決算情報等の「見える化」を進めることが重要である。

地方公会計については、各地方自治体において、毎年度、財務書類等を適切に作成・更新し、分かりやすく公表するとともに、経年・自治体間の比較や指標による分析等により、資産管理や予算編成等に活用されることが重要である。地方自治体における財政マネジメントが強化されるよう、国においては、引き続き、財務書類等から得られる情報を公共施設等の適正管理をはじめとする資産管理や予算編成等に活かした事例の収集、公表を行いつつ、研修等の機会を通じて地方公会計の活用の取組を促していくべきである。

また、地方自治体の基金については、各地方自治体において、議会、住 民等に対して説明責任をより適切に果たしていくことが重要である。財 政状況資料集において、基金に関する項目として、基金の考え方、増減の 理由、今後の方針等について公表しているところであり、引き続き、こう した「見える化」の取組を進めていくべきである。

② 公共施設等の適正管理

過去に建設された公共施設等が、これから大量に更新時期を迎える。地 方財政が極めて厳しい状況にある中、各地方自治体が、財政マネジメント 強化の観点から、中長期的な視点に立って、公共施設等の計画的な集約 化・複合化や立地適正化、長寿命化対策等を推進することにより、トータ ルコストを縮減し、財政負担を軽減・平準化していくことが重要である。 その際、市区町村間の連携を一層進めていく観点から自団体のみならず、 隣接する市区町村を含む広域的視野を持って検討することも重要である。

現在、ほとんどの地方自治体において、公共施設等の総合的かつ計画的な管理のための公共施設等総合管理計画の策定が完了している。地方自治体においては、令和2年度までに各施設の対策方針を盛り込んだ個別施設計画を策定することとされているとともに、令和3年度までに、策定済みの個別施設計画の内容を踏まえ、公共施設等総合管理計画の見直しを行うこととされていることから、国としても、更なる公共施設マネジメントの推進を図る観点から、各地方自治体の取組を支援すべきである。

各地方自治体の公共施設等の適正管理を推進するため、令和3年度においても、引き続き公共施設等適正管理推進事業債の適切な見直しを行うとともに、必要な事業費を地方財政計画に計上すべきである。さらに、同事業債の活用策や取組事例等の周知を行うなど、広く地方自治体の取組を後押しすべきである。

③公営企業等の経営改革

i)経営戦略に基づく経営改革の推進

公営企業は、住民の暮らしを支える重要な役割を担っている。その経営環境が、人口減少に伴うサービス需要の減少や施設の老朽化に伴う更新

需要の増大等により一層厳しさを増しつつある中(資料9)でも、将来にわたり役割を果たしていくためには、人口減少や更新投資の増大による影響を反映した中長期の経営見通しを立てた上で、事業のあり方を絶えず見直し、経営改革を行っていくことが求められる。

このため、各公営企業は、中長期的な経営の基本計画である経営戦略を 策定・公表した上でそれに基づく計画的な企業運営を行うとともに、取組 の進捗と成果を一定期間ごとに評価・検証しながら、不断の経営改革に取 り組む必要がある。

また、経営基盤の強化を図る具体的な取組として、広域化や民間活用をはじめとする抜本的な改革を一体として推進するとともに、計画的な料金水準の適正化が重要である。

なお、公営企業会計に対する他会計からの繰入金については、各地方自 治体において、国が定める繰出基準のほか、地理的・自然的条件や地域振 興の必要性など、それぞれの地域の実情を踏まえて実施されている。

各公営企業においては、経営に関する状況を明らかにしていく中で、議会や住民へ適切な説明を行い、合意形成を図りながら、持続可能な経営の確保に取り組んでいくことが求められる。

ii) 公営企業会計の適用拡大等による「見える化」の推進

各公営企業がこれらの取組をより的確に進めるため、国は、抜本的な改革等の取組状況の把握・公表や公営企業会計の適用拡大により、経営状況等の「見える化」を推進すべきである。

このうち、公営企業会計の適用については、経営・資産の状況を正確に 把握し、経営基盤の強化等を図るために重要な取組である。政府において は、令和5年度までを新たな集中取組期間として、人口3万人未満の自治 体も含め、更なる公営企業会計適用の取組を推進することとされている が、小規模な自治体においても公営企業会計が円滑に導入されるよう、引 き続き国や都道府県による支援を行っていくべきである。

iii) 水道・下水道事業における広域化等の推進

大規模な投資を必要とするライフラインである水道・下水道事業については、中長期的な視点に立った適切なストックマネジメントに基づく計画的な更新投資を進めるほか、経営基盤の強化・経営効率化等に資する広域化や、PPP/PFIを含む更なる民間活用を推進すべきである。

特に、広域化については、水道・下水道事業ともに、広域的な地方自治体である都道府県が広域化の推進に係る計画を策定し、具体的な取組を計画的に進めていく必要がある。

また、国は地方自治体における先進的な取組の周知や広域化の推進に係る財政措置等により、各自治体の取組を支援すべきである。

iv) 公立病院改革の取組

現行の新公立病院改革ガイドラインの取扱いについては、総務省において、その改定等の時期を含め、再整理するとされたところである。再整理に当たっては、厚生労働省における新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた地域医療構想の考え方・進め方も勘案しながら、持続可能な医療提供体制の確保に向けて、公立病院が地域において担うべき役割などについて検討する必要がある。

一方で、少子高齢化による医療需要の変化に適切に対応するため、再編・ネットワーク化、地方独立行政法人化や指定管理者制度の導入を含む経営形態の見直し等の病院事業の経営改革に向けた検討を進めている地域も存在している。このような将来を見据えた病院事業の経営改革に向けた今後の取組に支障が生じないよう、国は引き続き支援を行っていくべきである。

v) 第三セクター等の経営健全化の推進

第三セクター及び地方公社については、これまで事業継続の是非を含む経営健全化の取組が継続的に行われており、一定の成果が現れている。

他方、財政的リスクが高い第三セクター及び地方公社がなお存在していることから、これらと関係を有する地方自治体においては、各自治体の定める経営健全化の方針を踏まえ、一層の経営健全化の取組を進めるべきである。

④地方自治体の経営・財務マネジメントの強化に向けた支援

人口減少や公共施設等の老朽化が進む中、地方自治体においては、発生主義会計の適用による「見える化」やストックマネジメントの推進等の経営・財務マネジメントを強化する必要性が高まっている。しかしながら、人材不足等のため、こうした分野の知識やノウハウが不足し、公営企業会計の適用やストックマネジメント等の取組が遅れている地方自治体もある。

こうした地方自治体に当該分野の知識・ノウハウを提供し、経営・財務 マネジメントを強化するため、地方自治体へのアドバイザーの派遣につ いて抜本的に拡充していくべきである。

(2) 多様な広域連携の推進

2040年頃にかけて顕在化する人口構造等の変化やリスクに的確に対応し、持続可能な形で行政サービスを提供していくため、連携中枢都市圏をはじめ、地方自治体間の多様な広域連携を国として後押しすべきである。

そのためには、地域の自主的な経営判断に資するよう、地方自治体が それぞれの地域における行政需要や経営資源に関する長期的・客観的な 変化・課題の見通しを、人口構造の推移や行政サービスの需給の変動等 に関する客観的なデータを用いて明らかにする「地域の未来予測」を作 成し、これを踏まえ、定住自立圏・連携中枢都市圏や、相互補完的、双 務的な役割分担に基づく連携など、地域の実情に応じた広域連携に積極 的に取り組む必要がある。 今後、特に地域において必要な生活機能を確保していくことが重要であることから、「地域の未来予測」を踏まえ、広域連携により生活機能を確保しようとする際に、関係市町村に発生する需要に応じ、適切な地方財政措置を検討する必要がある。

(3) 公害財特法の失効に伴う対応

令和2年度末に期限を迎える公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和46年法律第70号。以下「公害財特法」という。)の延長の必要性について、中央環境審議会の意見具申が取りまとめられた。

その中で、現時点で公害防止対策事業実施地域内外において環境基準の達成状況等に大きな差がないことや、財政上の特別措置を受けていない地域外の自治体とのバランスについても考慮した場合、今年度末の期限をもって公害財特法は失効させ、今後は国の通常の財政支援措置や個別制度による対応に移行する時期に来ている、と指摘されたところである。

これを踏まえ、今後の公害対策については国の通常の財政支援措置等による対応に移行することを検討する必要があるが、制度が終了する場合には、その影響等に対する適切な配慮が必要である。

おわりに

近年は「歴史的」とも言える大規模な災害が毎年のように発生し、多くの被災者の生活を脅かしたが、新型コロナウイルス感染症は、そうした自然災害とはまた異なった不安を人々の間に引き起こしている。地域によって感染拡大の状況は異なるが、その影響は我が国全体に広く及んでおり、かつ長期に渡って対応が迫られている。

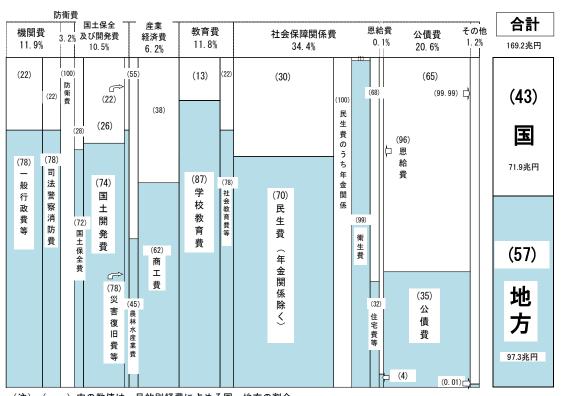
そのような状況の中、感染拡大防止策や医療提供体制の確保といった感染症に直接関係する対応にとどまらず、生活に関わるあらゆる行政サービスが影響を受けている。社会保障、教育、警察、消防など、国民の安心と安全を確保するために必要な住民サービスの主な担い手は各地方自治体であるが、地方自治体は、これらの住民サービスを、感染症に対応しつつ、持続的・安定的に供給し続けなければならない。そのためには、確固とした税財政基盤の構築が不可欠であるが、そのためにも地方税をはじめ地方交付税を含む一般財源総額が適切に確保される必要があることは、重ねて強調しておく必要がある。

また、感染症の拡大を契機として、従前より進んでいたデジタル化や自動化、AI活用等の動きが加速すると見込まれている。都市生活を回避する新たな価値観が生まれている中、こうした技術を適切に活用すれば、都市から地方への人の流れを創出できる可能性がある。これまで、それぞれの地域において、少子高齢化に歯止めをかけ、人口減少を克服しようと地方創生の取組に全力を挙げてきたが、そうした取組を更に磨き上げることで、地方からこの国のあらたな展望を切り開くことができるはずである。そのためには、各地方自治体の財政上の裏付けが不可欠であり、国には、各地方自治体の取組をしっかり支えていくことが求められている。

国と地方が連携して新型コロナウイルス感染症の流行という危機を社会全体で克服し、地域が直面する様々な課題に着実に取り組んでいくことを期待したい。

地方財政の果たす役割

- <u>我が国の内政を担っているのは地方公共団体</u>であり、国民生活に密接に関連する行政は、そのほとんどが地方団体の手で 実施されている。
- その結果、政府支出に占める<u>地方財政のウェート</u>は国と地方の歳出決算・最終支出ベースで<u>約3/5</u>となっている。
- 〇 国と地方の役割分担(平成30年度決算) <歳出決算・最終支出ベース>

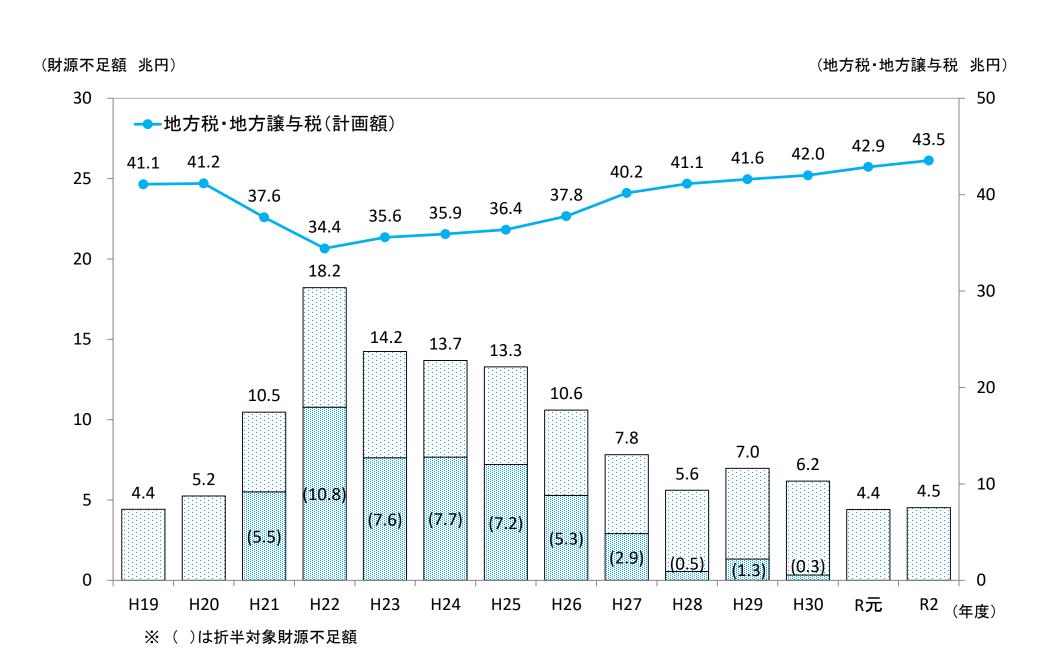


国と地方との行政事務の分担

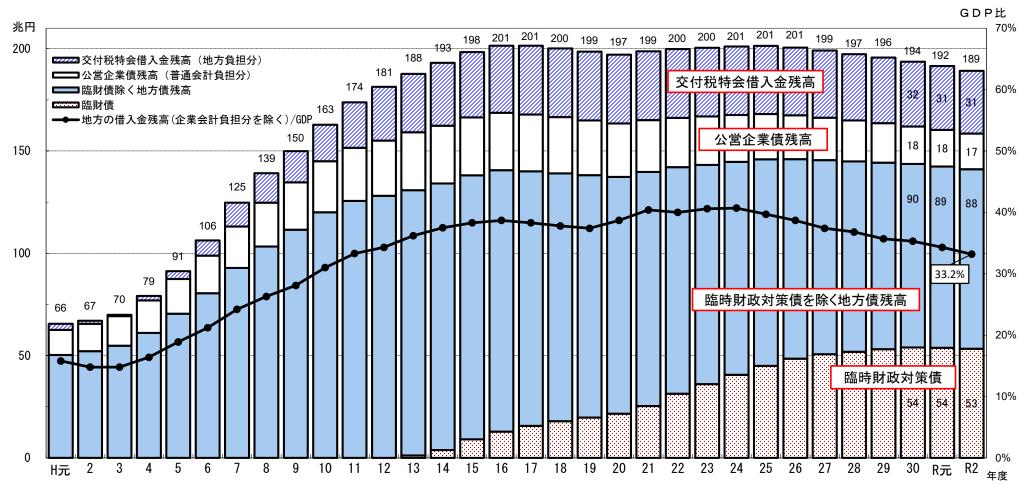
分	野	公 共 資 本	教 育	福祉	その他
	E	〇高速自動車道 〇国道 〇一級河川	〇大学 〇私学助成(大学)	〇社会保険 〇医師等免許 〇医薬品許可免許	〇防衛 〇外交 〇通貨
地	都 道 府 県	○国道(国管理以外) ○都道府県道 ○一級河川(国管理以外) ○二級河川 ○港湾 ○公営住宅 ○市街化区域、調整区域 決定	○高等学校・特別支援 学校 ○小・中学校教員の給 与・人事 ○私学助成(幼~高) ○公立大学(特定の県)	○生活保護 (町村の区域) ○児童福祉 ○保健所	○警察○職業訓練
方	市町村	〇都市計画等 (用途地域、都市施設) 〇市町村道 〇準用河川 〇港湾 〇公営住宅	○小·中学校 ○幼稚園	○生活保護 (市の区域) ○児童福祉 ○国民健康保険 ○介護保険 ○小波・ ○こみ・し尿処理 ○保健所(特定の市)	○戸籍 ○住民基本台帳 ○消防

(注) () 内の数値は、目的別経費に占める国・地方の割合 計数は精査中であり、異動する場合がある。

地方の財源不足額と地方税収



地方財政の借入金残高の状況



- ※1 地方の借入金残高は、平成30年度までは決算ベース、令和元年度・令和2年度は見込み。
- ※2 GDPは、平成30年度までは実績値、令和元年度は実績見込み、令和2年度は政府見通しによる。
- ※3 表示未満は四捨五入をしている。

(参考)公営企業債残高(企業会計負担分)の状況

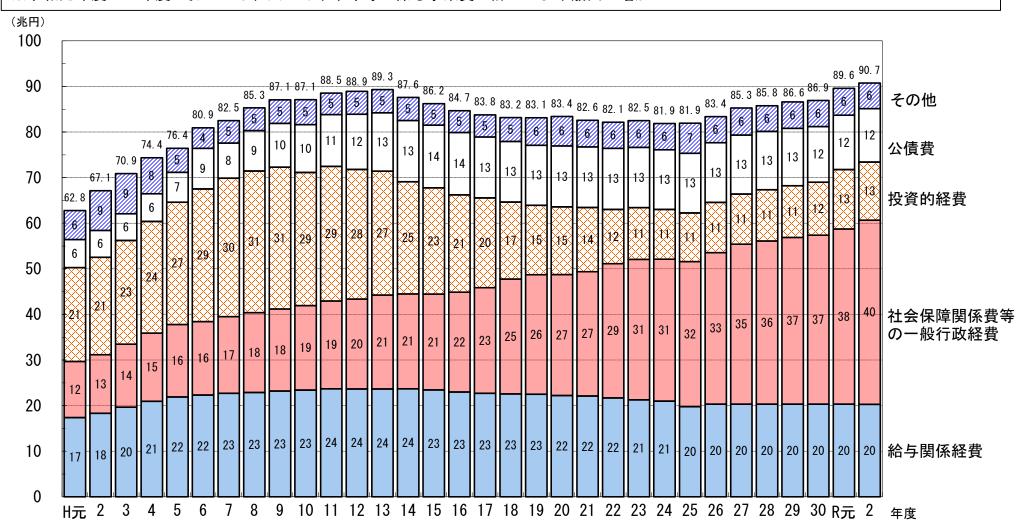
(単位:兆円)

年度	朊	H2	Н3	H4	H5	Н6	H7	Н8	Н9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
公営企業 債残高	19	20	21	22	24	25	26	28	29	30	31	32	33	33	33	33	32	32	31	30	30	29	28	27	26	25	25	24	23	22	22	21

地方財政計画の歳出の推移

近年の地方財政計画の歳出は、高齢化の進行等により社会保障関係費(一般行政経費に計上)が増加する一方で、 給与関係経費や投資的経費が減少している。

※令和元年度・2年度においては、人づくり革命等に係る事業費の計上により歳出が増加



地方財政計画の役割

地方交付税法(昭和25年法律第211号)

(歳入歳出総額の見込額の提出及び公表の義務)

- **第七条** 内閣は、毎年度左に掲げる事項を記載した翌年度の地方団体の<u>歳入歳出総額の見込額に関する書類</u>を作成し、 これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない。
- 一 地方団体の歳入総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
 - イ 各税目ごとの課税標準額、税率、調定見込額及び徴収見込額
 - ロ 使用料及び手数料
 - ハ起債額
 - 二 国庫支出金
 - 木 雑収入
- 二 地方団体の歳出総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
 - イ 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
 - ロ 国庫支出金に基く経費の総額
 - ハ 地方債の利子及び元金償還金

【地方財政計画の役割】

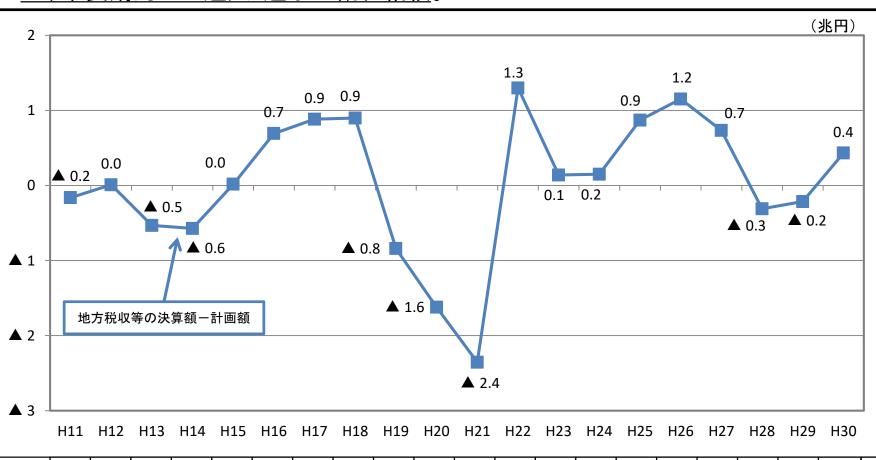
- ① 地方団体が標準的な行政水準を確保できるよう地方財源を保障
- ② 国家財政・国民経済等との整合性の確保
 - → 国の毎年度の予算編成を受けて、予算に盛られた施策を具体化するとともに、地方財政との調整を図る。
- ③ 地方団体の毎年度の財政運営の指針

したがって、次に掲げるような経費は地方財政計画には計上していない。

- 〇歳入: 超過課税、法定外普通税、法定外目的税
- 〇歳出:国家公務員の給与水準を超えて支給される給与

地方税及び地方譲与税(決算一計画)の推移

• 各年度における<u>地方税収等の決算額と地方財政計画の乖離は過大・過小様々である</u> が、中長期的には過大・過小は概ね相殺。



地方税収等 の決算額 ー計画額	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H11 \$ H30 計	H21 \$ H30 計
可凹铁	Δ0.2	0.0	△0.5	△0.6	0.0	0.7	0.9	0.9	△0.8	Δ1.6	△2.4	1.3	0.1	0.2	0.9	1.2	0.7	△0.3	Δ0.2	0.4	0.7	1.9

地方交付税とは

- ○所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方法人税の全額とされている 地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民 にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方の 固有財源である。
- 性格:本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税である。」(固有財源)
 - (参考 平成17年2月15日 衆・本会議 小泉総理大臣答弁) 地方交付税改革の中で交付税の性格についてはという話ですが、地方交付税は、国税五税の一定割 合が地方団体に法律上当然帰属するという意味において、<u>地方の固有財源である</u>と考えます。

総 額: 所得税・法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の19.5%、地方法人税の全額

種 類 : 普通交付税=交付税総額の94%

特別交付税=交付税総額の 6%

交付時期 : 普通交付税 4, 6, 9, 11月の4回に分けて交付

ただし、大規模災害による特別の財政需要を参酌して繰上げ交付を行うことができる。

特別交付税 12,3月の2回に分けて交付

ただし、大規模災害等の発生時においては、交付額の決定等の特例を設けることができる。

財源不足に関する地方交付税法第6条の3第2項の対応について

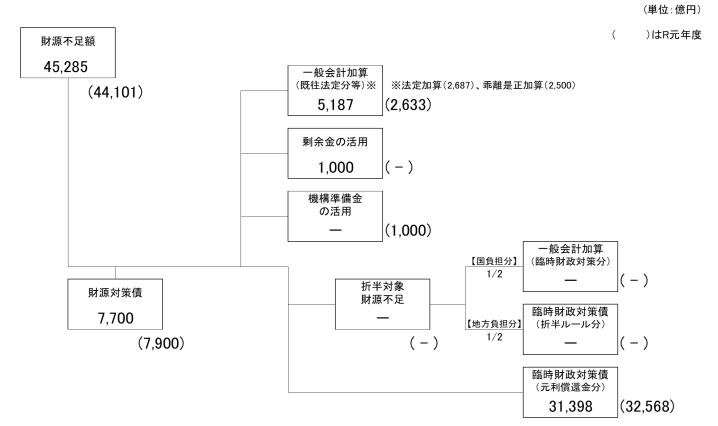
地方交付税法(昭和25年法律第211号)(抄)

第6条の3 (略)

2 毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が引き続き第10条第2項本文の規定によつて各地方団体について算定した額の合算額 と著しく異なることとなつた場合においては、地方財政若しくは地方行政に係る制度の改正又は第6条第1項に定める率(=交付税率) の変更を行うものとする。

く考え方>

- ①地方財政対策を講じる前に、通常の例により算出される歳入歳出におけるギャップ(財源不足額)があり、
- ②その額が、法定率分で計算した普通交付税の額の概ね1割程度以上となり
- ③その状況が2年連続して生じ、3年度以降も続くと見込まれる場合。
- 〇令和2年度における財源不足への対応



資料9

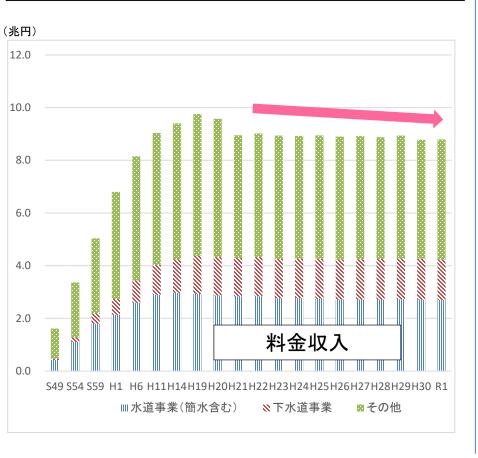
地方公営企業を取り巻く経営環境の変化

①地方公営企業の料金収入の推移

・人口減少等に伴い、料金収入は減少傾向にある。

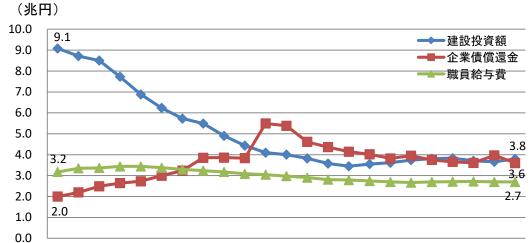
水道事業の料金収入は有収水量の減少により平成14年度をピークとして減少傾向。

普及段階にある下水道事業は微増しているが、今後は水道事業と同様に減少に転じることが想定される。



②建設投資額の推移

・建設投資額は、平成11年度から連続で減少していたが、施設等の老朽化に伴い更新需要が増大し、平成24年度から増加傾向にある。



H7 H10H11H12H13H14H15H16H17H18H19H20H21H22H23H24H25H26H27H28H29H30 R1

参考:水道事業の有収水量(※)の推移及び更新投資額の推移





※有収水量:料金徴収の基礎となった年間給水量